

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等 概要

ローカル5Gの制度化に伴い、電気通信事業法の関係省令等について、電気通信役務の種類追加等の所要の整備を行うもの。改正事項及びその概要は次のとおり。

(1) 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部改正

ア ローカル5Gサービス、自営等BWAアクセスサービスに係る電気通信役務の種類追加

【改正を行う条項】

施行規則様式第1、様式第4

【改正の内容】

- ローカル5Gサービス、自営等BWAアクセスサービスの導入に伴い、電気通信役務の種類にローカル5Gサービス、自営等BWAアクセスサービスを追加
- BWAアクセスサービスの役務の種類を細分化し、一つの役務の種類としてきた全国BWAアクセスサービスと地域BWAアクセスサービスをそれぞれ役務の種類として規定

イ その他

その他、所要の規定の整備

(2) 電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）の一部改正

ア ローカル5Gサービス、自営等BWAアクセスサービスに係る契約数等の報告の追加

【改正を行う条項】

報告規則第1条第2項、第2条、様式第12の3（新設）、様式第13、様式第13の2（新設）、様式第13の3（新設）、様式第15の3

【改正の内容】

- ローカル5Gサービス、全国BWAアクセスサービス、地域BWAアクセスサービス、自営等BWAアクセスサービスの定義を規定
- ローカル5Gサービス、自営等BWAアクセスサービスの導入に伴い、契約数等の報告の対象にローカル5Gサービス、自営等BWAアクセスサービスを追加
- 全国BWAアクセスサービスと地域BWAアクセスサービスをそれぞれ役務の種類として規定することに伴い、全国BWAアクセスサービスと地域BWAアクセスサービスの報告様式を規定

イ その他

その他、所要の規定の整備

(3) その他、省令等の一部改正

所要の規定の整備